

第 2 4 号議案

志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年志木市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備をしたいので、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定により、この案を提出するものである。